

平	28	.	9	.	29
総	3		—		2

説明資料

〔所得税②〕

平成28年9月29日(木)

財務省

目 次

1. 前回の総会でいただいた主なご意見	1
2. 前回の補足説明	6

1. 前回の総会でいただいた主なご意見

前回の総会でいただいた主なご意見①

(就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築)

目的・趣旨

- 配偶者控除の「103万円」という基準は、企業が配偶者手当の支給を決めるためのベンチマークとなっており、こうした基準をやめてしまう方が良いのではないか。
- 配偶者特別控除が創設されて以来、配偶者控除が既婚女性の労働供給に与える影響は小さい。税制を見直しても、仮に配偶者手当制度の「103万円」という基準が残るならば、女性の働き方に影響を与えないのではないか。
- 女性の就業調整については、税制だけではなく、企業の配偶者手当や社会保険料の問題等についても併せて見直す必要があるのではないか。
- 改革の目的として、女性の就労促進、低所得者対策、少子化対策などが挙げられているが、いくつかの点は相反する可能性もある中で、何をどのように選んでいくかは慎重に考えるべきではないか。
- 配偶者控除はそれなりの役割があって存在したものであり、社会的に就労促進のために不要という結論を出して良いのか。家庭という単位で負担してきた高齢の配偶者の世話や子育てを全部社会に負わせることが社会的なメリットになるのか考えるべきなのではないか。
- 配偶者控除を見直す趣旨は、単に就業調整しなくて済む仕組みの構築ではなく、公平性・中立性の観点から、専業主婦、パートタイムまたはフルタイムの間で働き方を変えていくことを阻害しないようにする仕組みの構築であるべきではないか。

前回の総会でいただいた主なご意見②

具体案

- 配偶者控除を見直す趣旨は、働き方に中立な税制の構築と少子化対策と定義すべきである。この観点からは、配偶者控除を廃止した上で、生じた財源を結婚することそのものへの支援ではなく子育て支援のために用いていくべきではないか。
- 配偶者控除について議論する際には、配偶者に所得がない場合に主たる働き手の可処分所得が減少することへの配慮、配偶者の貢献部分が含まれている主たる稼ぎ手の所得に累進課税が行われることに対する調整、非課税とされている帰属所得が高額所得者に大きく発生しているとの指摘、といった要素を考慮する必要がある。こうした観点からは、たまたま配偶者に所得がないことをもって高額所得者に配偶者控除を適用するということにも、逆に、所得のない配偶者についてA案（配偶者控除の廃止）のように全く控除を適用しないことにも疑問がある。
- 配偶者控除を廃止した分の増収額を子育て支援に充てるのであれば、きちんと子育て支援に充てられることを担保するスキームが必要ではないか。
- 子育て支援の面で税制が多く役割を果たすことには限界があり、むしろ社会保障給付の方がより効果的に支援を行うことができるのではないか。
- B-2案（移転的基礎控除の導入・税額控除化）は、働き方の選択に対して中立的な税制にするとともに、所得再分配機能の回復を図ることができる等の観点から望ましいのではないか。
- 個人を基本とする所得税制においては、世帯単位を基本とする控除の創設には慎重であるべきではないか。
- 日本では夫婦を形成することが子どもをつくる第一ステップになっているということもあるので、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）を採用するのも一つの手法なのではないか。
- 夫フルタイム・妻パートタイムの世帯が増加している中、パートの収入は100万円以内や150万円以内という者がほとんどであり、今回の見直しはこういう層に非常に影響を与える。もっと働けば良いとだけ言って済むわけではないことを考えれば、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）もあり得るのではないか。

前回の総会でいただいた主なご意見③

具体案（承前）

- 配偶者控除の見直しに当たっては、どのような制約を前提とするかが重要。例えば、家庭にいる配偶者の内助の功を考えたときに配偶者控除を単に廃止することができないのだとすれば、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）は必然的に出てくるアイデアの一つであり、また、現行の配偶者控除について配偶者の収入制限を引き上げていく方法もあるのではないか。
- 政策資源は子育て世帯に充てるべきであって、C案（夫婦世帯を対象とする新たな控除の導入）のように、結婚している世帯やシニア世帯も含めて薄く広く充てるべきではないのではないか。
- 夫婦であるということに対する支援を税制上どのように捉えるべきなのか。また、夫婦ということで支援すると、離別や死別で子どもを一人で育てている場合に支援がなくなることも考慮すべきではないか。

その他のご意見

- 制度を見直したとしても103万円のような壁は必ずできる。こうした金額の水準を高くすれば影響は少なくなると思うが、なるべく意識をしないで運用ができるようなことを考えていくべきではないか。
- 103万円のところで就業調整をしている方が周囲に結構いるが、同一労働同一賃金ではない今の社会では、就業調整をやめたとしても収入はそれほど大きくは増加しないのではないか。
- 配偶者控除の見直しとともに、就労促進を目的とした控除、給付の導入について議論すべきではないか。

前回の総会でいただいた主なご意見④

(個人所得課税改革全体について)

- 所得税の財源調達機能を回復させる観点からは、配偶者控除の見直しについてどの案を採用するにせよ、ネット減収になることは避けるべきであり、少なくとも税収中立または財政中立の形とすべきではないか。
- 日本の所得税収の対GDP比は国際的に見ても低く、当面は税収中立を目指すとしても、中長期的には所得税の税収調達力の回復を議論していくべきではないか。
- 現行の税制では配るという面に期待することができない以上、再分配よりも財源調達機能の強化という観点を重視すべきではないか。再分配を強調するのであれば、税収中立ではなくネットで増収とした上で、これから増加するであろう歳出に備えるべきではないか。
- 人的控除で現在採用されている所得控除方式は高所得者にとって有利であるため、低所得者への支援を図る観点から、税額控除方式に移行していくべきではないか。
- 所得税の再分配効果を高める上でも、所得控除方式から税額控除方式へ移行し、課税最低限以下の方に恩恵が届くよう手当や給付という方式へ移行することを進めていくべきではないか。
- 制度の簡素性と一貫性を担保するという観点からは、配偶者控除だけではなく人的控除全体を税額控除方式に移行していくという方向に踏み切らざるを得ないのではないか。
- 税負担の増減が社会の分断や不信感の増大につながらないように、見直しの必要性や妥当性について、社会保障給付との関係なども踏まえて、国民的なコンセンサスが得られるよう丁寧かつ十分な議論を行うべきではないか。
- 税制における所得金額は、様々な手当類の基準として用いられているため、見直しに当たってはこうした制度に与える影響にも色々と目配りしていく必要があるのではないか。
- 所得再分配機能を高める観点からは、金融所得の分離課税の税率を国税、地方税合わせて20%から25%に引き上げていくことも課題ではないか。

2. 前回の補足説明

短時間労働者への被用者保険の適用拡大の促進

現在提出中の法案による改正
(厚生労働省作成資料)

対応の方向性

- 平成28年10月の被用者保険の適用拡大(※)の施行以降の日から、適用除外とされた**500人以下の企業も、労使の合意に基づき、企業単位で、短時間労働者への適用拡大を可能**とする。

(国・地方公共団体は、規模にかかわらず適用とする)

※ 501人以上の企業等を対象に、平成28年10月から適用拡大を実施することは既に法定化。

現行

501人以上の企業等への適用拡大(平成28年10月～)

500人以下の企業等にも適用拡大

○週30時間以上

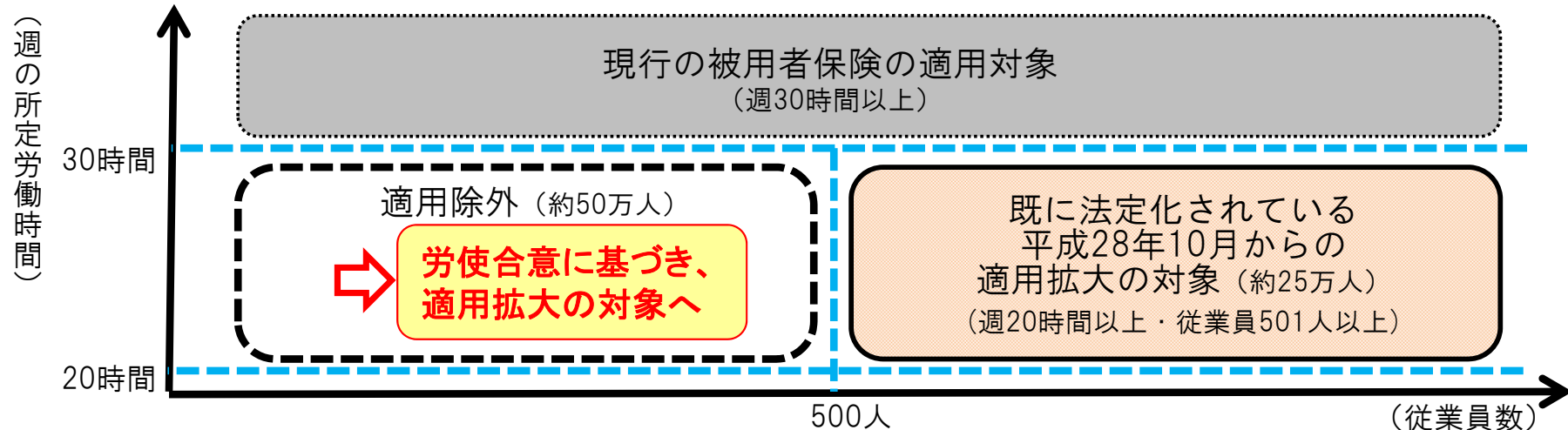
- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上見込み
- ④学生は適用除外
- ⑤被保険者である従業員 501人以上の企業等
(適用拡大前の基準で適用対象となる労働者の数で算定)

左記①～④の条件の下、**500人以下の企業等**について、

- ・民間企業は、**労使合意に基づき、適用拡大を可能に**
- ・国・地方公共団体は、**適用**とする

※施行後3年以内に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講じる。

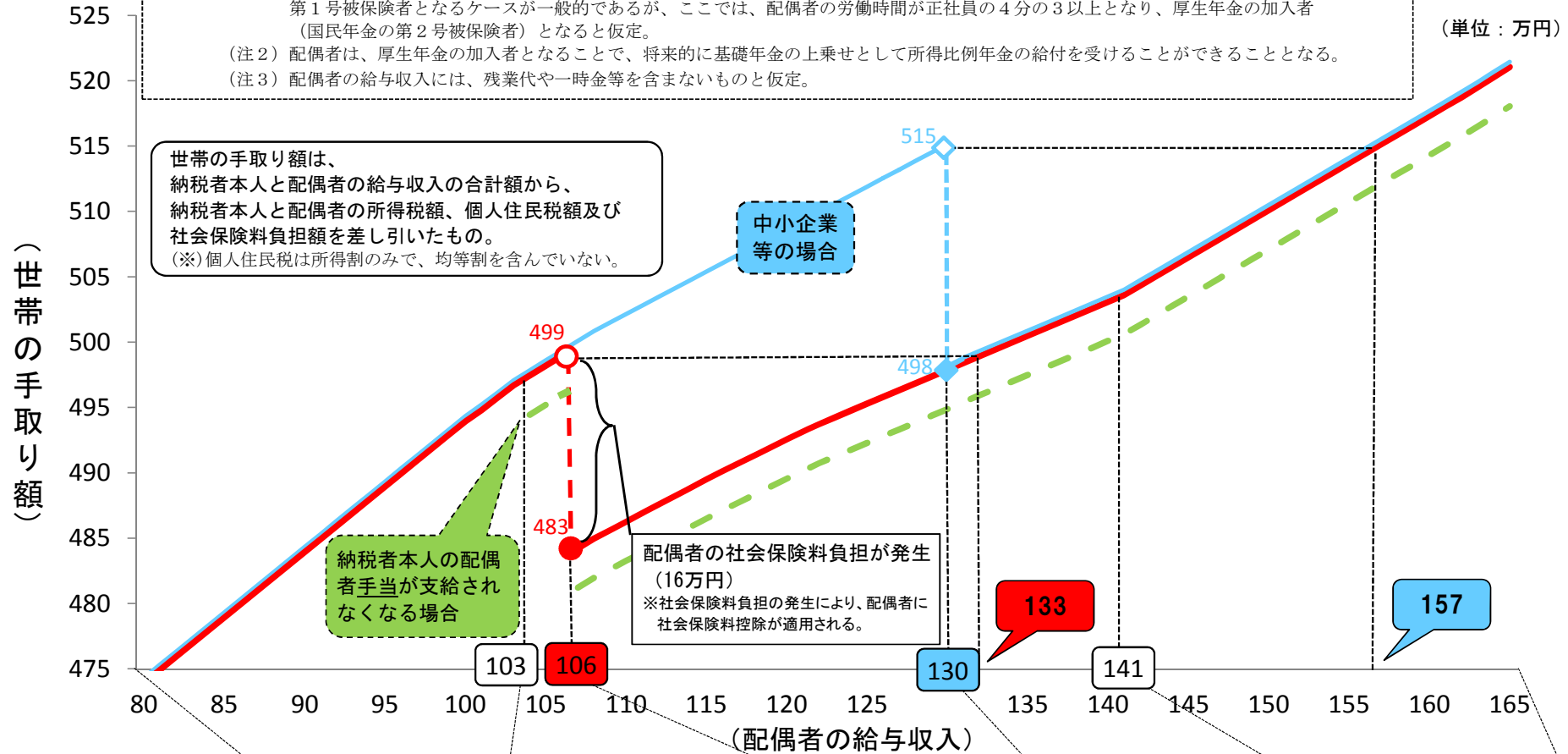
<被用者保険の適用拡大のイメージ>



※ 就業調整を防ぎ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金の引上げや本人の希望を踏まえた労働時間の延長を行う事業主に対し、取組への一時的な支援を実施予定。(雇用保険二事業のキャリアアップ助成金の活用)

配偶者の給与収入の増加に伴う世帯の手取り額の変化のイメージ図(平成28年10月以降)

- (前提) ・ 納税者本人の給与収入は500万円と仮定。
 ・ 配偶者の月額賃金(残業代や一時金等含まない)が8.8万円以上(年収106万円以上)になると、一定の要件を満たして厚生年金の加入者(国民年金の第2号被保険者)になるものと仮定(従業員501人以上の企業:平成28年10月より被用者保険の適用拡大)。
 (注1) 上記被用者保険の適用拡大の対象とならない場合(中小企業等)、配偶者の給与収入が130万円以上になると、配偶者は国民年金の第1号被保険者となるケースが一般的であるが、ここでは、配偶者の労働時間が正社員の4分の3以上となり、厚生年金の加入者(国民年金の第2号被保険者)となると仮定。
 (注2) 配偶者は、厚生年金の加入者となることで、将来的に基礎年金の上乗せとして所得比例年金の給付を受けることができることとなる。
 (注3) 配偶者の給与収入には、残業代や一時金等含まないものと仮定。



世帯の手取り額は、
 納税者本人と配偶者の給与収入の合計額から、
 納税者本人と配偶者の所得税額、個人住民税額及び
 社会保険料負担額を差し引いたもの。
 (※)個人住民税は所得割のみで、均等割を含んでいない。

納税者本人の配偶者
 手当が支給され
 なくなる場合

配偶者の社会保険料負担が発生
 (16万円)
 ※社会保険料負担の発生により、配偶者に
 社会保険料控除が適用される。

配偶者の給与収入	~103万円以下	103万円超~106万円未満	106万円以上~130万円未満	130万円以上~141万円未満	141万円以上~(配偶者の限界税率が5%の場合)
世帯の手取り額の変化 (配偶者の給与収入増加1万円当たり)	1万円(~100万円) 0.95万円(100万円~)	0.75万円(平均値)	0.59万円(平均値)	0.52万円(平均値)	0.76万円(平均値)
配偶者の給与収入の増加による配偶者及び納税者本人への影響	配偶者の住民税負担が発生 (配偶者の給与収入100万円~)	配偶者の所得税負担が発生	配偶者の社会保険料負担が発生	配偶者の社会保険料負担が発生 (中小企業等の場合)	—
	—	納税者本人の配偶者控除が適用されなくなり、配偶者特別控除が適用される。 (配偶者特別控除の額は逡減)			納税者本人の配偶者特別控除が適用されなくなる。